

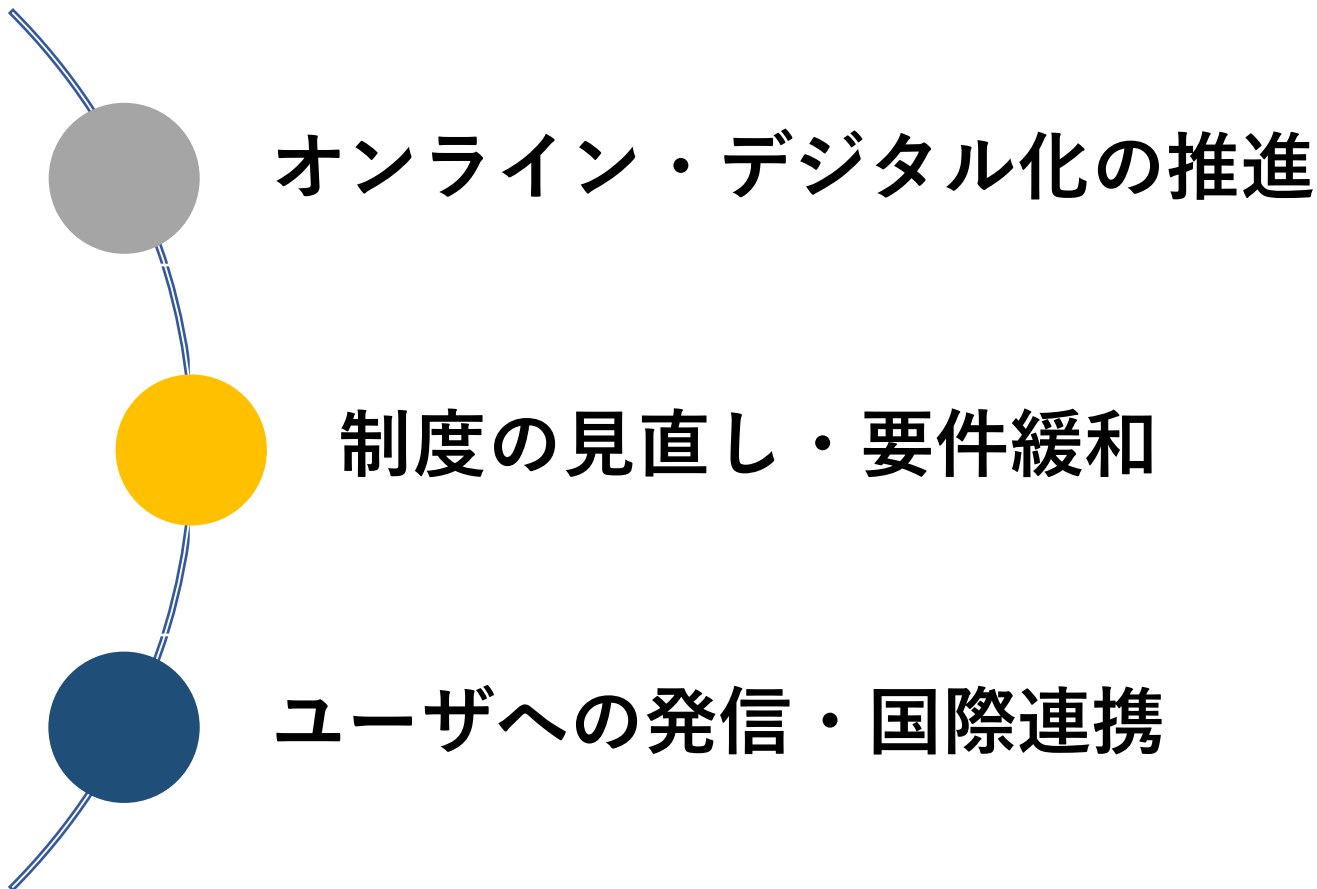
日本における審判施策の最新動向

2022年10月28日（金）

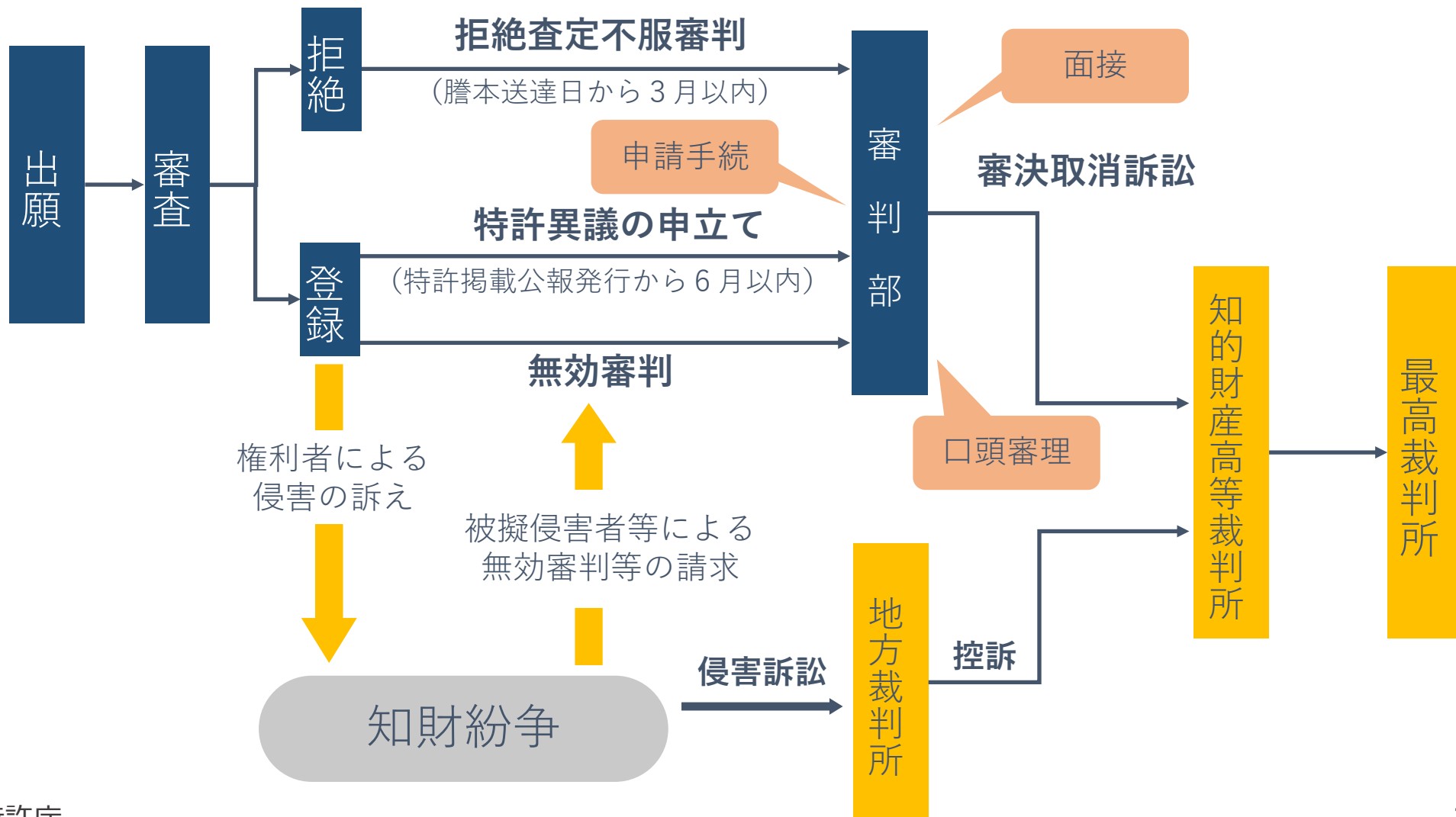
特許庁審判部長 安田 太



審判部門における最近のトピックス



特許審査・審判のフロー





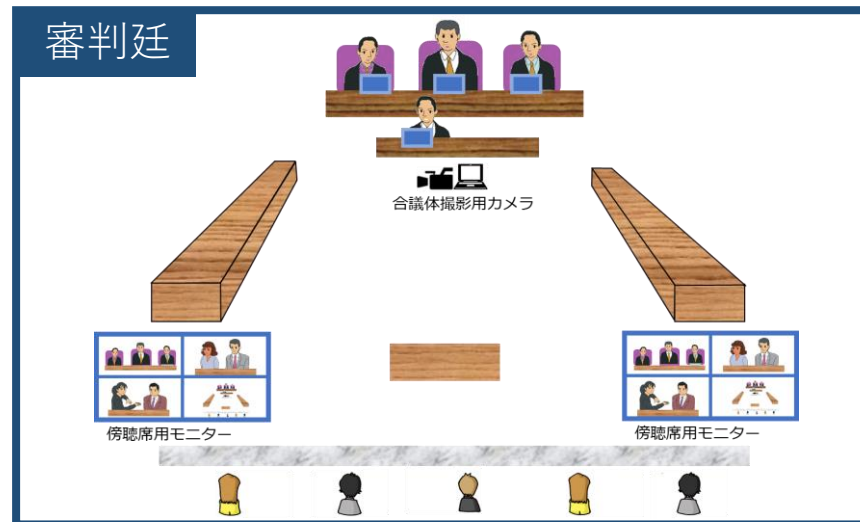
オンライン・デジタル化の推進

オンライン口頭審理（１）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく口頭審理を実施することができ、かつ、遠方の当事者等が審判廷に出頭することなく口頭審理に関与できるよう特許法等を改正（2021年10月施行）。
- 当事者等はウェブ会議システムを用いて口頭審理に関与可能。また、審判長は、全ての当事者等の同意を条件として、当事者等の関係者に対する動画配信(オンライン配信)を認めることが可能。



遠隔参加する審判請求人
(審判請求人企業会議室)



遠隔参加する権利者
(権利者企業会議室)

オンライン口頭審理（2）

- 2021年10月の運用開始から2022年8月末までの期間における口頭審理全体の件数は、82件であり、うちオンライン口頭審理は58件（割合は71％）。
- オンラインでの出頭は、1当事者あたり4名まで、かつ、1当事者あたり通話先3拠点まで可能。オンライン配信は、1当事者あたり2拠点（1拠点あたり2～3名）まで可能。
（※）オンライン配信の被配信者は、オンライン出頭者とは異なり発言不可。
- 合議体等を撮影する4Kカメラの導入や新たに専用の高速インターネット回線の敷設を行ったことにより、特段のトラブルなく安定したオンライン口頭審理を実施中。

オンライン面接審理

- 審判では、審判請求人等と審判官が密な意思疎通を図り、審理に役立てるために、面接の機会の機会を利用することが可能。
- 対面だけではなく、Webアプリケーションを利用したオンライン面接審理も実施可。審判請求人等が自身のPCから面接に参加して、審判官と意思疎通することができる。
- 応対資料の電子メールでの送受信も可能。



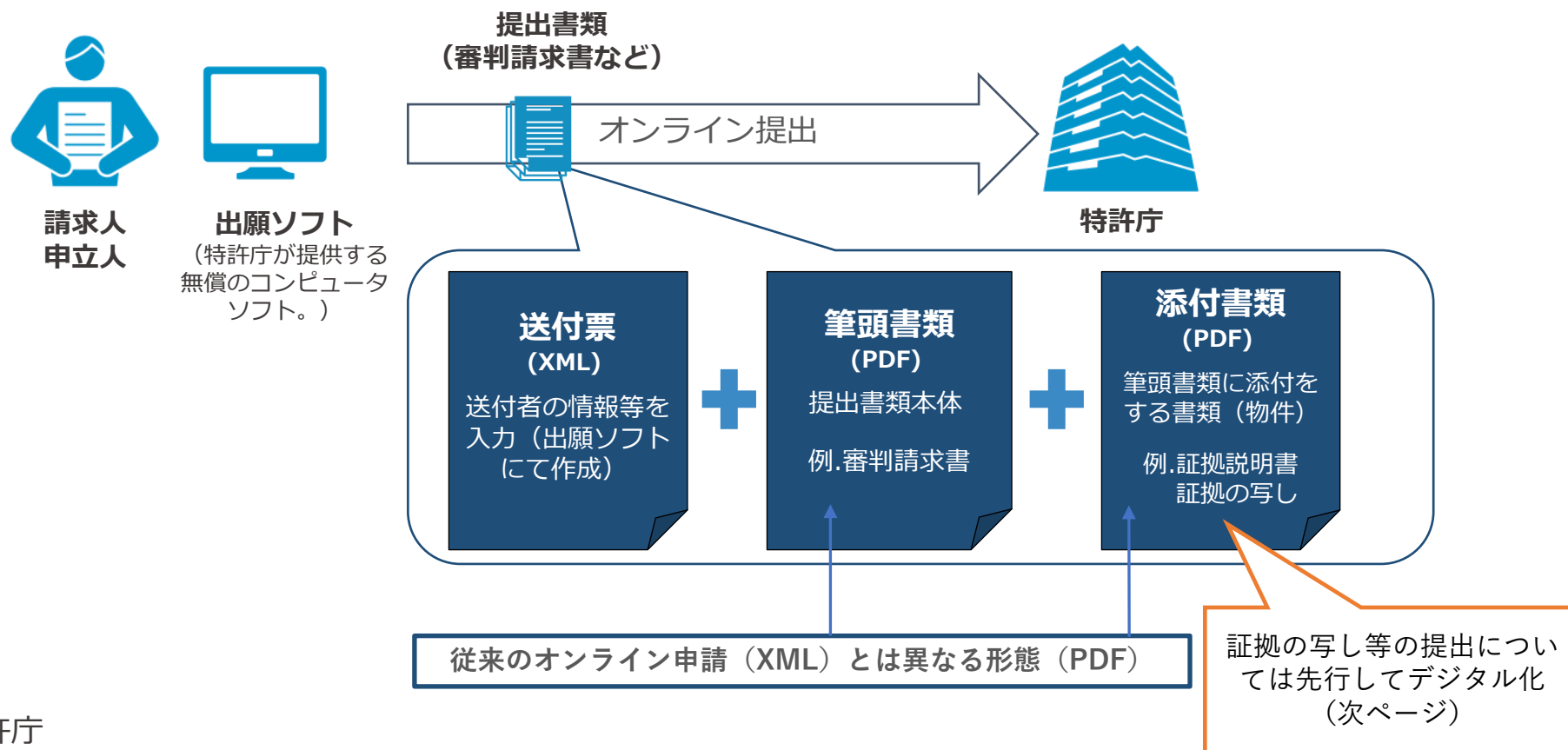
オンライン面接審理の案内はこちら

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html



申請手続のデジタル化（1）

- 審判事件における特許庁に対する書面提出については、現状、オンラインで行うことができないものがある（無効審判、異議申立における書面提出等）。
- 2023年度中には、送付票 + PDFで提出可能となるように検討中。




申請手続のデジタル化（2）

- 証拠の写し等の提出については、先行してデジタル化（省令を改正し、2022年11月よりDVD-Rで提出可能に（複数部提出不要））。
- 現状、審判請求書等の正本、副本の各々に証拠の写しを添付し、全て書面で提出する必要がある。しかし、証拠の写しはページ数が多くなりがちで、請求人の負担大。（特許庁でも、正副の証拠の写しの同一性チェックの負担があった。）
- 相手方当事者（当事者B）への送付もDVD-Rにより行う。なお、引き続き書面により提出することも可能（特許庁＋相手方当事者の数だけ提出）。



デジタル化の推進（紙原本書面の電子データのご提供のお願い）

- 審決の作成及び審理の効率化のため、当事者系審判の書類の電子データのご提供をお願いしています。御協力をよろしく申し上げます。



審判紙原本書面の電子データ提供フォーム

審決の作成及び審理の効率化のため、無効審判、異議申立て、取消審判、判定、訂正審判について、[所定の紙原本書面](#)を特許庁に提出した際には、当フォームから、提出した紙原本書面の電子データを提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、電子データをご提供いただく際は、下記の点にご留意ください。

- ご提供いただいた電子データは原本として扱われません。電子データを提供いただいた場合でも、紙原本書面は、副本を含め、省略することなくご提出ください。
- ご提供いただいた電子データは、閲覧に供されることはありません。

ご不明な点がある場合には、[Q & A集](#)をご覧ください。特許庁審判企画室（電話：03-3581-1101、内線：5851）へお問い合わせください。

| | |
|--------------------|--|
| 審判種別 [必須] | <input type="text" value="▼"/> （選択してください） |
| 審判事件番号 [必須] | <input type="text"/> （半角数字で入力してください。例：2099800001） |

紙原本書面の電子データのご提供についてはこちら

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/kami_form/index.html





制度見直し・要件緩和

訂正審判等における通常実施権者の承諾要件見直し

- 2022年4月1日より、次の手続において通常実施権者の承諾が不要
 - ✓ 訂正審判の請求（特・実）
 - ✓ 特許無効審判又は特許異議の申立ての中で行う訂正の請求（特）
 - ✓ 実用新案権の訂正（実）
 - ✓ 特許権、実用新案権及び意匠権の放棄（特・実・意）
- 特許権がパテントプールで管理されており、多くの通常実施権者が存在するような場合でも、当該特許権の訂正がしやすくなることが期待される。

(注1) 契約を見直せば引き続き承諾を求めることも可能

(注2) 商標の放棄は引き続き通常使用権者の承諾が必要

令和4年4月1日以降
特許権等の訂正や放棄の際
通常実施権者の承諾が
不要になります

権利者の皆様
訂正や放棄の手続において通常
実施権者の承諾書の提出の負担
が軽減されます

通常実施権者の皆様
引き続き承諾を必要とした場
合は権利者とあらかじめ取り決
めておくようライセンス契約等
の見直しをお願いします

特許庁



ユーザへの発信・国際連携

審判実務者研究会

- 2006年度から開催。実際の審決及び判決を分析し、その分析結果を今後の審判実務にフィードバックするとともに、分析結果を広く周知することによって、審判制度ユーザーと審判実務に対する理解を共有することが目的。
- 産業界、弁理士、弁護士及び審判官の他、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官がオブザーバーとして参加。
- 2021年度は、特許8事例、意匠2事例、商標2事例の計12事例を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

特許分野のトピックと論点の一部（2021年度）

（機械分野）

- ・ 補正・訂正が、新たな技術的事項の導入であるか否かの判断は、どのようにされるべきか
 - (1) 明細書に明示的に記載されていない構成を含むように一般化、抽象化する補正・訂正の場合
 - (2) 明細書に明示的に記載されていない特定事項を追加する補正・訂正の場合

（化学分野）

- ・ 進歩性判断において、予測できない顕著な効果をどのように判断すべきか
- ・ 当事者はどのように予測できない顕著な効果の主張、立証を行うべきか

（電気分野）

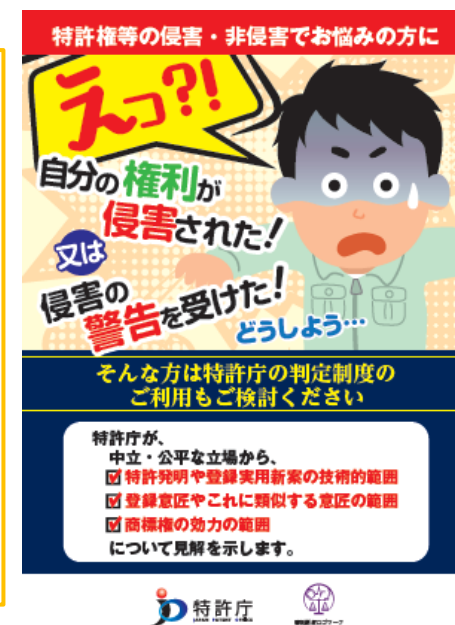
- ・ 発明該当性の有無をどのように判断すべきか

判定制度の周知

- 判定制度の利便性向上、利用促進のため、2020年5月に、判定制度の特徴、利用例、判定請求書の様式・書き方等をまとめた「特許庁判定制度ガイドブック」及び「判定制度リーフレット」を作成、公表。
- 2022年5月には、各々の英語版も公表。

判定制度の特徴

- ✓ 特許庁が**中立・公正な立場**から特許発明の技術的範囲等について判断。
 - ✓ **高度な専門性を有する3名の審判官**が審理。
 - ✓ **すばやい結論**（最短で3か月）
 - ✓ **安価な費用**（1件4万円）
- ※行政サービスの一種であり、法的拘束力はない。



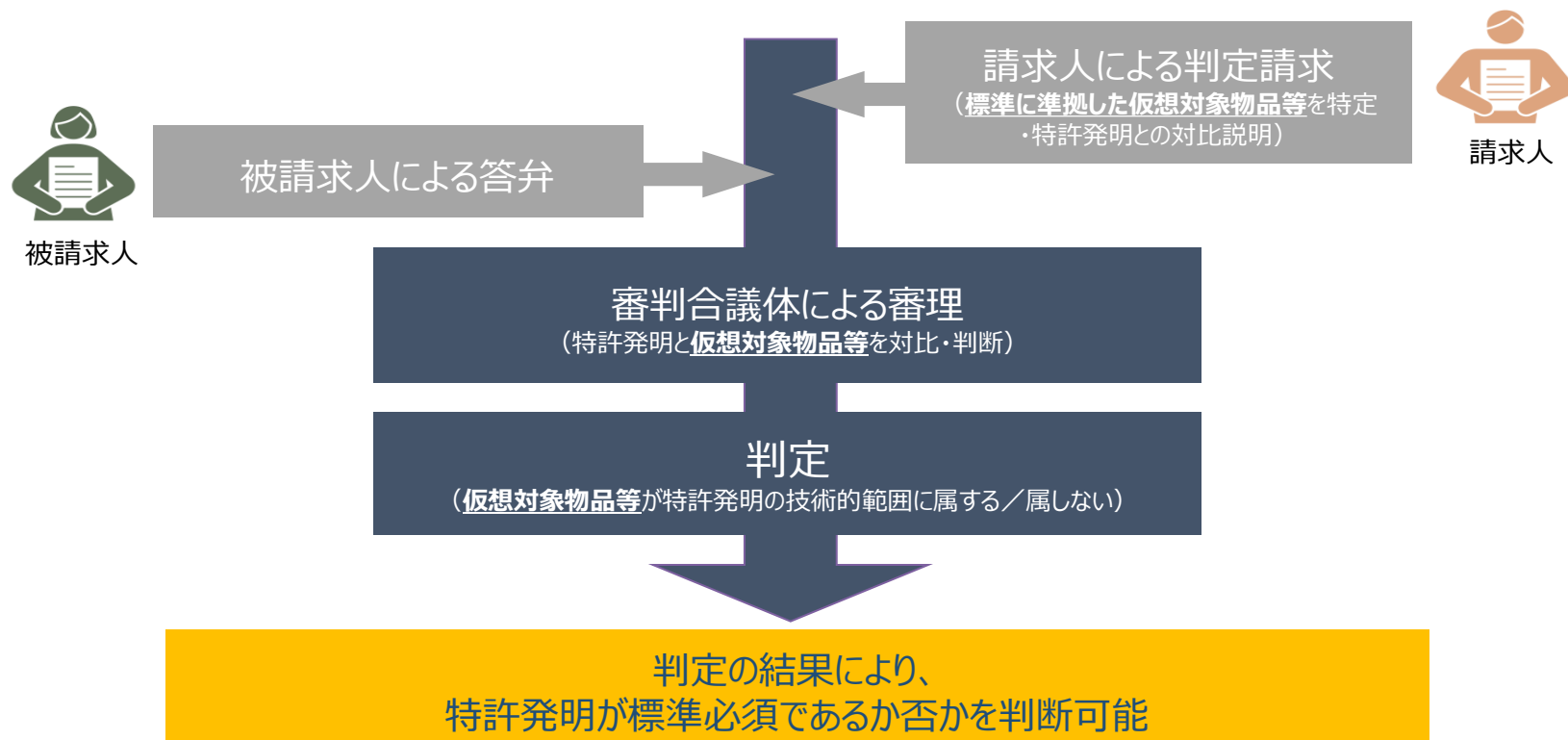
※判定制度の請求件数

特許：24件（2021年）、27件（2020年）、商標：8件（2021年）、9件（2020年）、意匠：7件（2021年）、6件（2020年）



標準必須性に係る判断のための判定

- 標準必須特許を巡る紛争の早期解決のため、標準必須性に係る判断のための判定の運用を検討し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を公表。本運用を、2018年4月1日から開始。
- 判定結果を公開することで標準必須特許に関する情報の透明性が向上。



不使用取消審判の審理効率化のための情報提供

- 使用している登録商標を守るためには、不使用取消審判制度の理解と適切な対応が不可欠（商標権者に、予め、使用している証拠を残しておいてもらい、その証拠を提出してもらうのが最も効率的）。

※不使用取消審判の請求件数：1128件（2021年）、1011件（2020年）

- リーフレットや参考資料集をユーザへ提供。2022年3月には、必要な証拠のポイントをわかりやすくまとめた動画も特許庁HPで提供。

不使用取消審判をご存知ですか

商標を使用していないから取り消すべき！

使用しているのに…どうすれば…？

登録商標

審判請求書

登録商標を使用している場合でも、不使用取消審判が請求されることがあります。

「使用」の事実を示す資料を特許庁へご提出ください！

- 商標登録後、「登録商標を使用していないから取り消すべき」と不使用取消審判が請求される場合があります。
- その場合、登録商標を使用していたことを証明すれば、商標登録が取り消されることはありません。
- 商標権者は、登録商標の「使用」の事実を示す資料（取引書類等）を、日頃から管理し、紛失しないようにしましょう。



周知用リーフレットはこちら

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/torikeshi-shinpan-sekyu.pdf



3分でわかる！

「不使用取消審判」を請求された方、必見！

大事な登録商標が取り消されないように

特許庁審判部

周知動画はこちら

<https://youtu.be/TZr16bIJB1E>



不使用取消審判請求に対する登録商標の使用の立証のための参考資料はこちら

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/shiyou-risshou.pdf



国際連携

- 各国・地域の知財庁等との定期会合や意見交換
 - **五庁審判部ハイレベル会合**：ポストパンデミックを見据えた取組や審判官の人材育成方法について情報交換（2022年6月）
 - **日中審判専門家会合**：無効審判における職権審理の運用や効率的な審理手法について情報交換（2022年9月）
 - **日中韓審判専門家会合**：審判実務の比較研究（成果はHPで公表）や統計情報の交換等を実施（2021年11月）



五庁審判ハイレベル会合
(2022年6月)

国際知財司法シンポジウム

- 特許庁、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、各国知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム」を2017年より毎年開催。
- 2017年度、2019年度、2021年度 : 日中韓 + ASEAN等
2018年度、2020年度、2022年度 : 日米欧



国際知財司法シンポジウム2020



国際知財司法シンポジウム2021

ありがとうございました

特許庁審判部長

安田 太

